自己点検・評価結果報告書
（２０２６（令和８）年１０月）

１．自己点検・評価の実施方針

大学の自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、放送大学においても、放送大学学則第 1 条の 2 及び放送大学における自己点検・評価の基本方針第 4 条に基づき、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを目的として実施する。

２．実施方法

放送大学における自己点検・評価の基本方針に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準を参照し、放送大学自己点検・評価委員会が定める自己点検・評価項目について取組状況の確認・検証を行った。また、教育の内部質保証に関する自己点検・評価については、放送大学における教育の内部質保証に関する方針に基づき、確認対象の分析項目について各担当委員会等において所掌の自己点検・評価項目ごとに分析・評価を行った後、その分析結果をもとに自己点検・評価委員会において各分析項目の基準を満たしているか確認・検証を行った。その結果は別紙のとおり。

自己点検・評価の実施結果

「○」基準を満たしている。
「△」基準を満たしているが、改善を要する事項が認められる。
「×」基準を満たしていない。改善を要する。

確認事項		確認手順		点検結果	改善策
番号	事項	分析項目 （（独）大学改革支援・学位授与機構が大学機関別認証評価自己評価実施要項（令和8年度実施分）に定める分析項目に基づく）	分析の手順		
1	教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能しているか	［分析項目１－２－６］ 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること	・ＳＤの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。 ※スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず教員も含む。）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。 ※情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、ハラスメント防止研修、研究倫理研修、研究不正活動防止研修、安全保障貿易管理に関する研修、障害を理由とする差別の解消に関する研修の実施状況については、必ず確認する。 ※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（例えば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー）とを区別する。 ※教員に対する研修であって、授業の内容及び方法の改善を図るための研修（ＦＤ）については、分析項目２－４－４において確認する。	×	安全保障貿易管理研修実施にかかる検討を含め、関係教職員に必要な知識が共有され安全保障貿易管理が円滑に行われ、法令やガイドライン等に即し適切な運用がなされるよう対応を進めること。
2	内部質保証に係る体制が明確に規定されているか	［分析項目２－１－１］【重点評価項目】 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。 ・該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目２－１－２との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。 ※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第５版』）。	○	
3	内部質保証のための手順が明確に規定されているか	［分析項目２－２－３］【重点評価項目】 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。 ・関係者からの意見聴取をする仕組みが実施され有効に活用されていることを確認する。 ※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。 ※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。 ※機関別内部質保証体制において学生の主体的な参画を得ている場合には、該当する資料を確認する。	△	総合学生調査結果を根拠資料として整備するとともに、その他改善への活用実績を示す資料がある場合は適宜根拠資料に追加すること。
4	内部質保証のための手順が明確に規定されているか	［分析項目２－２－４］【重点評価項目】 機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること （１）共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順 （２）承認された計画を実施する手順 （３）決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順	・確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。 ※自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組に加え、自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果、設置計画履行状況等調査において付される意見等、外部者による意見及び監事、会計監査人からの意見、教育研究上の基本組織の重要な見直しの検証等がある場合には、これらの対応措置も含む。 ・自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。 ・点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を行い、対応措置等を策定する際に利用していることを確認する。 ・（１）の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規程上定められていることを確認する。 ・機関別内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。	○	
5	内部質保証が有効に機能しているか	［分析項目２－３－１］【重点評価項目】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること また、内部質保証体制に基づく自己点検・評価や対応措置の実施などの手順について検証していること。	・定められた手順に従って機関別内部質保証を実行し、機関別内部質保証が有効に機能していることを、確認する。 ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。 ※前回の機関別認証評価終了時点以降に実施された法令改正等に対応した改善の取組を含む。 ※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意する。 ※前回の大学機関別認証評価における改善を要する点に対応したことを記述する。 ※第三者評価の結果を踏まえた対応、教育研究上の基本組織の重要な見直しのほか、大学評価基準に示すすべての基準に関連する、自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組を含む。 ※自己点検・評価結果報告書が公表されていることは基準３－２で確認。	△	計画の立案から進捗管理、完了に至るまでの取組経緯を適切に記録・確認できるよう、別紙様式を補完する補足資料の整備を行うこと。
6	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－１］ 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する。 ・その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。 ・採用時に教育研究上の指導能力について、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。 ※基幹教員の採用等に係る規定も併せて確認する。 ※大学院の資格審査は様式に記載しなくてよい。 ※共同大学院の資格審査は、特記事項に記載する。	△	教育研究上の指導能力について、その水準の判断を行う方法が明確となるよう規程を整備すること。
7	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－２］ 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員の教育及び研究活動に関する評価について、教員評価の目的と継続的（定期的）な実施を、規則等で規定していることを確認する。 ※基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者等）に係る教員評価の実施についても規則等で規定していることも併せて確認する。 ・その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する。 ※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む。 ・規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。	○	
8	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－３］ 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・分析項目２－４－２において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する。 ・高い評価結果に関して、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。 ・低い評価結果に関して、指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する。 ・上記のほか、継続的な研究成果の創出のために必要な措置や処遇等（研究専念期間の設定、産休・育休等ライフイベントに対応した研究環境維持のための措置など）に関する規定がある場合は、その規定を確認する。	△	優れた勤務状況の処遇への反映を明示する規程の必要性について検討すること。
9	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－４］ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること	・ＦＤの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。 ※教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないものについては、分析項目１－２－６において確認する。	○	

10	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－５］ 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること	・教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する。 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置状況を確認する。 ・指導補助者（当該授業科目を担当する教員以外の教員、ＴＡ等（大学設置基準第８条第３項））を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況を確認する。	○	
11	組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか	［分析項目２－４－６］ 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・研修等の方針、内容・方法を確認する。 ・組織的に研修を実施していない場合は、実施状況等を組織として把握できることを確認する。 ・大学設置基準において義務化されている指導補助者（教員を除く）に対する研修の実施状況を確認する。	△	TA等の全学的な制度の整備に向けた検討を行うこと。
12	大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であるか	［分析項目３－２－１］ 法令等の定めに従って、教育研究活動等に関する事項を公表していること	・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。 ・基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和４年９月30 日付４文科高第963 号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等が行われていることも確認する。	○	
13	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、それが有効に活用されているか	［分析項目４－１－４］ 教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること	・情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要な情報環境の整備状況や活用状況を確認する。 ・整備状況については、情報環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 ・授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の情報化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 ※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料として活用する。	△	総合学生調査結果を根拠資料として追加すること。
14	授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか	［分析項目４－１－６］ 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。	△	総合学生調査結果の関連設問について、学習センター別に確認する等詳細分析を行うこと。
15	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されているか	［分析項目４－２－１］ 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。	○	
16	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制が整備され、必要に応じて生活支援等が行われているか	［分析項目４－２－４］ 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準４－１において確認する。	○	
17	学生に対する経済面での援助が行われているか	［分析項目４－２－５］ 学生に対する経済面での援助を行っていること	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	○	
18	学生受入方針に沿って、受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されているか	［分析項目５－２－１］ 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。	○	
19	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられているか	［分析項目５－２－２］ 学生受入方針に沿った入学者選抜、及び学生の受入状況を検証するための取組を行っていること	・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等の状況を確認する。	○	

20	実入学者数が、入学定員を大幅に超える（1.3倍）、又は大幅に下回る（0.7倍）状況になっていないか	［分析項目５－３－１］ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3 倍以上」、又は「0.7 倍未満」の場合は、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」とする。	学部 ○ 大学院修士課程 × 大学院博士後期課程 ○	大学院修士課程について、令和7年度においては入学者ガイダンス拡充や広報用チラシの作成・配布等により広報活動を強化し、また学長の下に修士課程における学生確保のための具体的方策等を検討し、改革を推進するための大学院教育システム改革検討タスクフォースを設置し、新たな入学者選抜方法等について検討を進めたところであるが、令和8年度においても引き続き修士全科生についてその検討を進め、さらに広報活動を強化し、当該タスクフォースにて入学者の多様性を確保する方策、学部から大学院への円滑な進学を可能にする方策、海外居住者の受入れ、大学院プログラムの見直し等についての具体的検討を進め、入学定員に対する実入学者数の割合の適正化に向け改善に努めること。
21	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であるか	［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 ※学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合は同様に確認する。 ※研究指導体制と論文指導体制が異なる場合は、それぞれの体制も確認する。	○	
22	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されているか	［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 ・大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する。	△	各授業科目の事前・事後学修に関する記載方法について、学生に対しよりわかりやすく適切に示すよう見直しを検討すること。
23	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われているか	［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	○	
24	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われているか	［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。	○	
25	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われているか	［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・キャリア教育、アントレプレナーシップ教育、インターンシップ等の実施状況を確認する。 ※単位認定を行うインターンシップ等については、分析項目６－４－３で分析する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。	△	教育訓練給付制度の十分な周知を図り、その活用の一層の促進を図るとともに、拠点学習センターを核として学生のキャリアサポート体制を充実するよう努めること。
26	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われているか	［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援及び留学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準４－１において確認する。	○	
27	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されているか	［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検（審議）を組織的に実施していることを確認する。 ・不正行為防止に関して学生に周知していることを確認する。 ・ＧＰＡ制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。 ※成績評価についてのガイドラインの策定や成績評価の妥当性の事後チェック（成績分布の偏り等の点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する。 ※45 時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認する。	○	
28	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されているか	［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○	

29	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されているか	［分析項目６－７－２］ 大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・審査に係る手続き、及び修士・博士の学位の種類に応じた評価の基準が組織として策定されていることを確認する。 ※大学院課程以外の場合は、分析は不要。 ※専門職学位課程の場合、分析は不要。	○	
30	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されているか	［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○	
31	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されているか	［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。	○	
32	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか	［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）を算出し確認する。 ・職業人養成を目的としている学部・研究科（保健系学部、教育学部、法科大学院等）の場合、大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○	
33	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか	［分析項目６－８－２］ 就職及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	○	